

令和3年(訴)第1号

職 務 停 止 決 定

住 居、(掲載省略)

官 職 仙台高等裁判所判事兼仙台簡易裁判所判事

被訴追者 岡 口 基 一

(掲載省略)

被訴追者に対する罷免訴追事件について、当裁判所は、被訴追者の職務を停止することを相当と認め、裁判官弾劾法第39条により、次のとおり決定する。

主 文

当裁判所の終局裁判があるまで、被訴追者の職務を停止する。

令和3年7月29日

裁 判 官 弾 劾 裁 判 所

裁判長裁判員 船 田 元

裁判員 松 山 政 司

裁判員 阿 部 知 子



裁判員 山 本 幸 三

裁判員 稲 田 朋 美

裁判員 山 下 貴 司

裁判員 泉 健 太

裁判員 北 側 一 雄



裁判員 有 村 治 子

裁判員 中 川 雅 治

裁判員 鉢 呂 吉 雄

裁判員 古 賀 之 士

裁判員 矢 倉 克 夫

裁判員 片 山 大 介